

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成27年度横浜町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 10,000千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)
が充てられる社会保障施策に要する経費 507,970千円

(単位:千円)

事業区分名		平成27年度 当初予算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
民生費	社会福祉費	286,012	35,275	250,737	143,883	400	1,001	105,453	2,076
	老人費	262,567	150	262,417	22,876	0	10,732	228,809	4,504
	児童措置費	259,554	43,622	215,932	130,957	4,600	33,352	47,023	926
保健衛生	保健衛生費	178,093	33,498	144,595	17,116	0	794	126,685	2,494
合計		986,226	112,545	873,681	314,832	5,000	45,879	507,970	10,000

※事業区分名は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は一般財源の比率に応じて按分